

新型インフルエンザ等発生時の 埋葬及び火葬について

新型インフルエンザ発生時の埋葬及び火葬について

(現行)

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、**政令で定めるところ**^{※1}により、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、**厚生労働大臣の定めるところ**^{※2}により、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、**政令で定めるところ**^{※3}により、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

(策定すべき事項)

政令・告示事項

※1 政令「**管轄する市町村の特例**」、「**埋火葬許可の特例**」

※2 告示「**都道府県知事による埋火葬の実施の特例**」

※3 政令「**市町村長への事務の委任**」

新型インフルエンザ対策行動計画

国内感染期 社会・経済機能の維持 (p63)

【遺体の火葬・安置】

- ・都道府県に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(厚生労働省)
- ・都道府県を通じ、市区町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(厚生労働省)

新型インフルエンザ等対策行動計画

特措法にて制定された法的枠組について追記する。

新型インフルエンザ対策ガイドライン

埋葬の円滑な実施に関するガイドライン(概要)

死亡者が多数にのぼったとしても、公衆衛生上の問題が生ずることのないよう、埋火葬を円滑に実施できる体制を整備

<未発生段階>

- 都道府県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市区町村、近隣都道府県等と情報共有
- 都道府県は、個人防護具や火葬場での消耗品等を確保できるよう準備

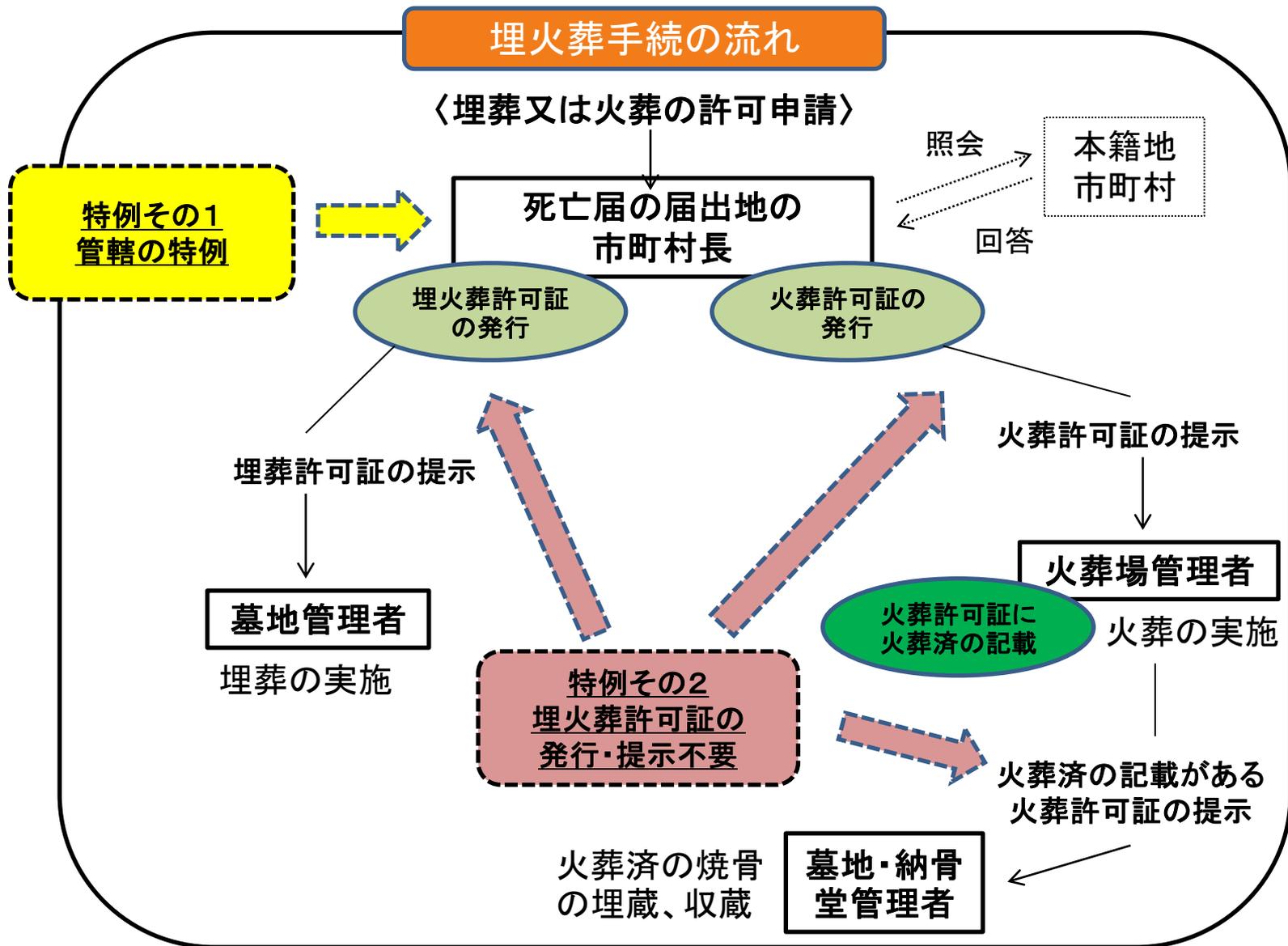
<まん延段階>

- 都道府県は、臨時火葬の状況を把握し、市区町村、近隣都道府県と情報共有
- 都道府県は、遺体搬送及び火葬作業に従事する者のための個人防護具、遺体搬送のための非透過性納体袋を確保
- 市区町村は、火葬の実施まで長時間かかる場合、遺体を消毒した上で、墓地に埋葬
- 都道府県は、埋葬可能な墓地がない場合、公共用地を臨時の公営墓地とする。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

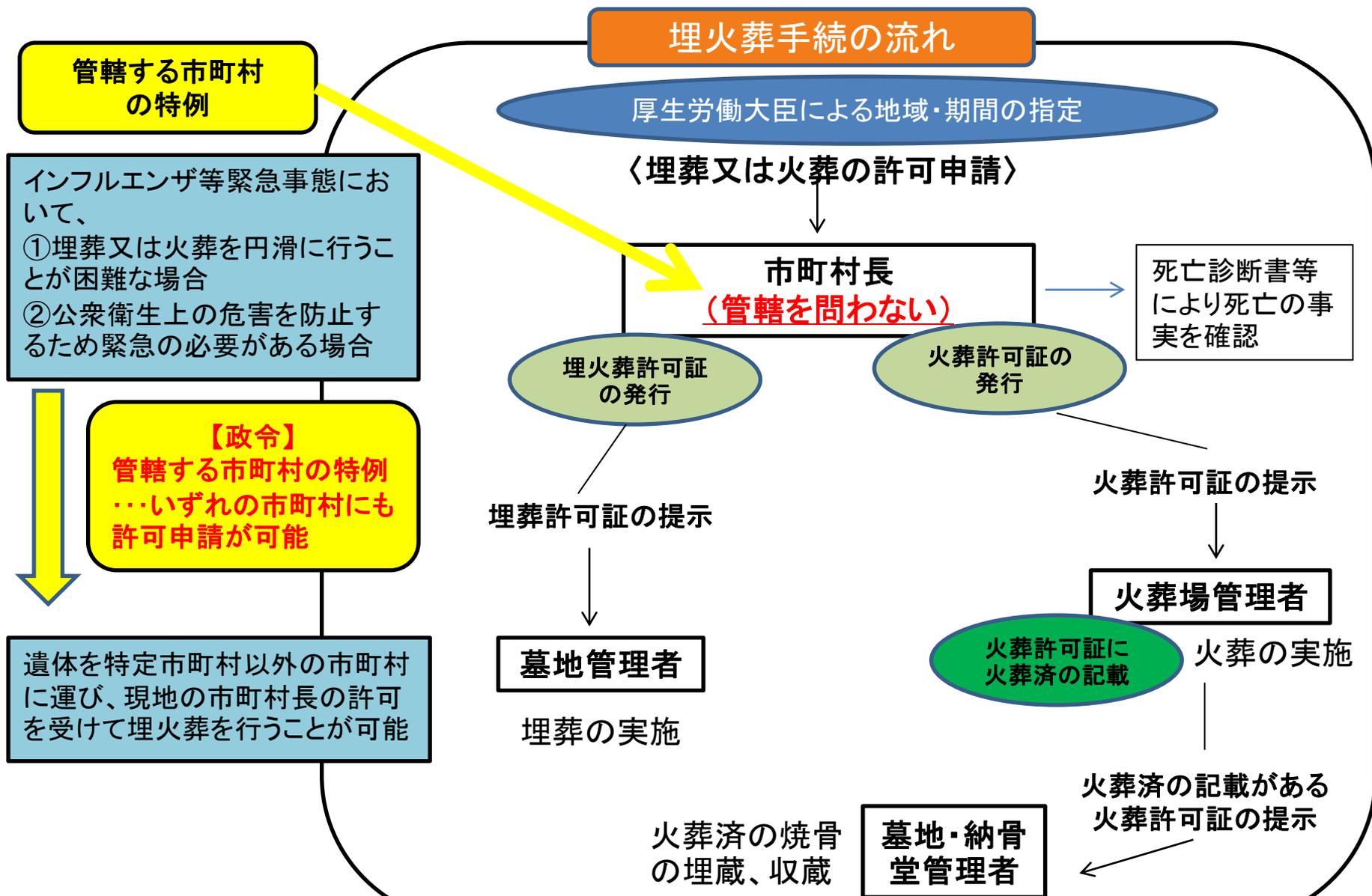
特措法にて制定された法的枠組について追記する。

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく通常の埋火葬手続



新型インフルエンザ等緊急事態における埋火葬手続の特例 (法第56条第1項関係) その1 - 管轄する市町村の特例

※ 本特例は、国民保護法施行令第34条第1項及び第2項と同様の規定である。



新型インフルエンザ等緊急事態における埋火葬手続の特例
(法第56条第1項関係)その2 - 埋火葬許可の特例

※ 本特例は、国民保護法施行令第34条第1項、第3項及び第4項と同様の規定である。

埋火葬手続の流れ

厚生労働大臣による地域・期間の指定

〈埋火葬の申出〉

埋火葬許可証の発行・提示不要

墓地管理者
埋葬の実施

火葬場管理者
火葬の実施

- ①死亡診断書又は死体検案書等により死亡の事実を確認
- ②書類に記載された事項につき市町村長に確認

火葬場管理者が火葬証明書を発行

【政令】
埋火葬許可の特例
…埋火葬許可証の発行・提示不要

市町村長発行の火葬許可証の提示不要

火葬場管理者の発行した火葬証明書の提示

インフルエンザ等緊急事態において、
①埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難な場合
②公衆衛生上の危害を防止するため特に緊急の必要がある場合
【例】埋火葬の許可を申請するために市町村の窓口に向くことが困難な場合

市町村長から埋火葬許可証の交付を受けることなく、遺体を墓地又は火葬場に持ち込むことにより、迅速に埋火葬を行うことが可能

火葬済の焼骨の埋蔵、収蔵
墓地・納骨堂管理者

特定都道府県知事等による埋火葬の実施の特例 (法第56条第2項・第3項、第69条第1項関係)

①埋火葬手続の特例

特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

【法第56条第2項】



具体的基準は告示で規定

【告示の内容(案):埋葬及び火葬の実施対象等を定める。】

①本規定に基づいて埋葬又は火葬を行わなければならない場合の具体的基準

・新型インフルエンザ等のまん延期に、火葬場の火葬能力が追いつかなくなり、火葬されないままの遺体が数週間放置されるような場合において、遺族の意思を確認の上、埋葬を行うとき

②埋葬又は火葬の対象者

・新型インフルエンザ等に起因して死亡した者

遺体の埋火葬は基本的には遺族が行うべきであるが、遺族が埋火葬を行おうとしても行うことが困難な場合を想定した規定

〈検討事項〉

告示で定めるべき事項

②特定市町村長への事務の委任

特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、**政令で定めるところにより**、①の事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

【法第56条第3項】

【政令で定める事項】

委任する事務の内容及び委任期間について、特定市町村長に通知し、公示すること。

※ 政令で定める事項は、災害救助法施行令第23条第1項から第3項までの規定と同様のものである。

③費用の国庫負担

上記①及び②による埋火葬に要する費用の一部を国庫負担【法第69条第1項】

墓地、埋葬等に関する法律(抄)

(昭和二十三年法律第四十八号)

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十六条 (略)

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。